

志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の概要

課税限度額の引上げ等

(第2条関係)

1 内容

地方税法施行令の改正を踏まえ、基礎課税額分（医療分）の課税限度額を67万円に引き上げるとともに、子ども・子育て支援納付金分の課税限度額を新たに3万円と設定することとした。

(1) 基礎課税額分（医療分）

66万円→67万円

(2) 子ども・子育て支援納付金分

3万円（新設）

2 施行日等 令和8年4月1日（令和8年度課税分から適用）

軽減判定所得の基準額の引上げ

(第22条関係)

1 内容

均等割を軽減する判定所得の基準額について、5割軽減の基準額は、被保険者等の数に乘ずる金額を31万円に、2割軽減の基準額は、被保険者等の数に乘ずる金額を57万円に引き上げることとした。

(1) 5割軽減の場合

$$43\text{万円} + (\text{被保険者等数}) \times \underline{30.5\text{万円以下}}$$

↓

$$43\text{万円} + (\text{被保険者等数}) \times \underline{31\text{万円以下}}$$

(2) 2割軽減の場合

4 3 万円＋（被保険者等数）× 5 6 万円以下

↓

4 3 万円＋（被保険者等数）× 5 7 万円以下

2 施行日等 令和 8 年 4 月 1 日（令和 8 年度課税分から適用）